工事名　茂福ポンプ場地下重油タンク設備工事

特記仕様書

四日市市上下水道局

第１章　総　則

第１節　共通事項

１．本工事は、契約書、本特記仕様書、参考図等により施工する。
２．施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。
３．請負者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
４．請負者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5百万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。ただし、工事請負代金額が5百万円以上2千5百万円未満の工事については、受注、訂正時のみとする。
受注時は、契約後10日以内とする。
完成時は、工事完成後10日以内とする。
登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。
５．請負者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
６．隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。
７．完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、請負者は本局の指示に従うものとする。
８．施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
９．工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
１０．施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は請負者の負担で行うものとする。
１１．当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任と費用負担において行うこと。
１２．工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、請負者の責任と費用負担において法令･条例等の定めにより､本局へ報告のうえ実施しなければならない。
１３．請負者は、工事請負代金額5百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、そ

の掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後1ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000以上とする。

１４．請負者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険等に付さなければならない。保険の加入時期は、原則として工事着手時とし、終期は工事完成後14日とする。

１５．請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

第２節　特記事項

１．請負者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本局の承諾を得るものとする。

２．機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。

３.本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は､できる限り本市の市内業者を優先させること。

４．本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、請負者は本局に確認し、指示を受けなければならない。

５．請負者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。

６．その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第３節　土木工事

杭、仮設、基礎工事等の土木工事については次の仕様を遵守すること。

（１）　共通事項

本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（平成１８年７月）を準用する。

１．（イ）産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分場及び再生資源の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。

（ロ）産業廃棄物処理業者名簿は、三重県四日市庁舎四日市農林商工環境事務所にて縦覧する。（三重県のホームページでも縦覧可能）

（ハ）産業廃棄物管理表（ﾏﾆﾌｪｽﾄ）確認票（指定様式）を提出し、監督員にマニフェスト（A票及びD票もしくはE票）の確認を得ること。なおこの際には所定の様式で集計を行うこと。

（ニ）建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを提出すること。

２．下請負に付する場合は下請届と共に工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を提出すること。

３．道路交通障害を生じる場合は請負者にて、所轄警察署で道路交通法第７７条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輌等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関（消防署等）に連絡し必要な手続きを行うこと。

４．資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

（２）工事現場の管理

関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締まりならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物（埋設物等）に近接する作業については、予め位置の確認を行った後これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

また、降雨等天災に対し請負者は現地の状況をよく把握しこれに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

（３）観測・測定・工事記録

第１項　工事の着手に先立ち下記の項目について測定し､測定記録を監督員に提出すること。

①道路中心鋲　　②境界標

第２項　下記の項目について観測・測定・工事記録を詳細にとり、監督員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。

①工事中の土留材の変状　②地質

（４）環境調査

工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、監督員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。　なお、これに要する費用は一切請負者の負担とする。

第４節　提出書類

１．承諾申請図書　　2部

２．工事写真　　1部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真(可能な場合は機器製作工程も含む)、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出すること。

３．工事打合せ簿　　１部

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

請負者名

４．完成図書

（１）内　容

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

検査試験成績書

取扱説明書

設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

請負者名（商号または名称のみとする）

（２）作成要領

A4判製本（折込）　　２部

黒厚表紙（金文字）

A4判製本（縮小版）　　２部

電子ファイル（CD等）　　１部

（A4判製本・電子ファイルの内容ついては本局の指示による）

第５節　工場検査等

本局が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本局立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

本局による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に本局が指示した場合は省略することができる。）

第６節　試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、請負者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第７節　随時検査

請負者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第８節　暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１）　不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

第９節　個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第２章　一般仕様

第１節　工事目的

本工事は、茂福ポンプ場地下重油タンクとそれに付随する配管類を改築更新するものである。

第２節　工事概要

本工事は、茂福ポンプ場地下燃料タンク（２重殻タンク８０００リットル）の製作据付工事、基礎杭工事、コンクリート工事等を行い、それに付随する配管類を改築更新するものである。工事施工にあたっては，特に監督員の指示に従い，その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し，据付工事等を行うものとする。

第３章　機器仕様

第1節　燃料タンク

１．使用目的

本タンクはNo.２、No.３雨水ポンプ用原動機および自家発電機用原動機の燃料を貯留するものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1)　形　　式	２重殻式地下貯蔵式（支柱式）	地下設置
(2)　容　　量	8,000L	（＝有効容量）
(3)　寸　　法	Φ1,500mm×長さ約5,100mm	概略寸法
(4)　数　　量	1台	

３．構造概要

本タンクはNo.２、No.３雨水ポンプ用原動機および自家発電機用原動機の燃料を貯留するものである。

４．製作条件

本タンクは製作にあたっては消防法等関係法令に基づき行うものとする。機材及び施工にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」および同標準図に準拠する。

５．各部の構造

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」および同標準図に準拠する。

６．使用材料

本　体　　内殻SS400、外殻FRP

配　管　　SGP

ハンドホール蓋　　FC製

７．保護装置

油面の上限、下限にてフロート式油面計により警報ができるものとする。

但し、自家発設備建設（将来工事）までの期間は、計測棒にて残油量を測定する。

また、内殻が破損した場合でも、漏洩検知器にて警報ができるものとする。

８．試験・検査

水圧試験値は、0.07MPa（0.7kgf/cm２）以上とし、保持時間は10分間とする。

一般事項については関連基準，その他規格による。

９．据　付

一般事項については関連基準，その他規格による。

10．他工事との区分

(1)　土木、建築工事との区分

本タンク保護コンクリート構築物の地下部分，上部覆蓋，掘削，埋め戻しを含め全て本工事とする。

(2)　電気工事と区分

フロート式油面計及び漏洩検知器の配線ケーブルにおける電気設備との配線区分については、その周辺に新設する給油口ボックス内の端子で取り合いとする。

燃料搬入に用いるタンクローリー用アース端子設置、アース工事は本工事とする。

11．標準付属品（１基につき）

(1)　計測棒	１式
(2)　フロート式油面計（現場指示，4～20mA発信）	１式
(3)　漏洩検知器	１式
(4)　給油口ボックス（油量指示計供用形SUS製；壁掛形）	１式
(5)　配線ケーブル（給油口ボックスまで）	１式
(6)　ハンドホール	必要箇所
(7)　配管用フレキシブルチューブ（本体側配管含む）	１式
(8)　ローリーアース	１式
(9)　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」で示された付属品	１式
(10)　その他必要なもの	１式

第４章　材料仕様

第1節　基礎工

（1）基礎工仕様および施工範囲

番号	名　称	設置場所	主 寸 法	数量	備　　考
1	燃料タンク 地下構造物 基礎杭	1号棟 屋外	参考図 による	1	

（2）その他複合工

番号	名　称	設置場所	主 寸 法	数量	備　　考
1	配管ﾋﾟｯﾄ(場内)	燃料タンク～ 将来工事取合点 燃料タンク～1号棟	参考図 による	1式	

（3）特記事項

1）詳細は、参考図による。

第２節　配　　管

（１）配管仕様および施工範囲

番号	配管名	材　　質	口　　径 （Ａ、φ）	施工範囲 （　～　）	備　考
1	給油管	SUS	20A	燃料タンク～1号棟	
2	注油管	SUS	65A	注油口～燃料タンク	
3	通気管	SGP	32A	燃料タンク～屋外	

（２）特記事項

１）詳細は、参考図による。

第３節　配　　線

（１）配線、配管仕様および施工範囲

番号	名　称	仕様	口　　径 （Ａ、φ）	施工範囲 （　～　）	備　考
1	制御 ケーブル	EM-CEE-S 1.25sq-3c	—	フロート式油面計～ 給油口ボックス	
2	制御 ケーブル	EM-CEE-S 1.25sq-2c	—	漏洩検知装置検出器～ 給油口ボックス	
3	波付硬質合成樹脂管 （ＦＥＰ）	—	４０φ	地下タンク～ Ｐ．ＢＯＸ	
4	厚鋼電線管 （ＣＰ）	—	３６φ	Ｐ．ＢＯＸ～ 給油口ボックス	溶融亜鉛メッキ塗装
5	Ｐ．ＢＯＸ	SUS,WP 100*100*100	—		
6	ケーブル 埋設シート	—	—	地下タンク～ Ｐ．ＢＯＸ	
7	ケーブル 埋設標	ｺﾝｸﾘｰﾄ製	—		

（２）特記事項

１）詳細は、参考図による。

第４節　撤去機器等

（１）撤去範囲

番号	名　称	数量	備考
1	配管類	1	
2	コンクリート構造物	1	
3	その他掘削、埋め戻し	1	残土は場内敷き均しとする。

＊既設地下重油タンクは、将来撤去とし今回は残置とする。

（２）特記事項

１）詳細は、参考図による。

２）基礎類の撤去において，撤去後復旧が必要な場合は床面をモルタル仕上げのこと。

第５章　工事仕様

第１節　工事施工

機器の据付け及び配管等は、機械的，電気的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なよう施工すること。また、詳細な位置の決定は、十分検討した上で施工図を作成し、承諾を得てから施工すること。

本仕様書等で明らかでない部分は、打ち合わせによるものとする。

ポンプ場運転員と十分に打ち合わせを行いポンプ場の維持管理に支障をきたさぬよう配慮すること。

第２節　環境配慮

１．本工事においては、環境に配慮し、省エネルギーに努めなければならない。

２．騒音、振動の抑制に努めること。

３．本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等の写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。

４．現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用し、それらを書面にて報告すること。

５．コンクリート工事について熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制に努めること。

６．騒音・振動を抑制するため、低騒音・低振動タイプの作業機械を優先的に採用するとともに、効率的な運用に努めること。

発生した産業廃棄物は、書面により種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。

その他、環境影響に対して配慮すること。

第３節　工事範囲

１．機器,材料の製作・搬入・据付工事

・地下式２重殻重油タンク製作搬入据付工事

・燃料配管工事、ピット築造工事

・電気配管・配線工事

・基礎杭工事

・仮設土工事

・コンクリート工事

・土工事

・本工事に必要とする仮設設備・仮設工事

・本工事を施工するために必要な建設機械その他機器の搬出入。

・重油タンク設置箇所へ仮置してある鋼製角落は、工事に支障のない場所へ移動させること。

２．既設設備の撤去工事

・既設燃料配管、ピット等のコンクリート構造物は撤去する。ただし既設燃料タンクの撤去は今回工事範囲外とする。

３．機器工場試験、検査　　１式

４．試運転調整　　１式

第４節　特記事項

１．現場工事は、降雨の少ない冬季（11月以降）に行なうこと。

２．茂福ポンプ場は工事期間中であっても排水運転を優先することがある。十分に運転員と調整し、工事期間中であっても突然の降雨に対応すること。

３．現場は、隣接地建物（民家）と接近していることから、防護、防音その他の配慮、調整は請負者の責任において実施すること。

４．危険物施設の諸申請、検査受験等は請負者が代行するものとする。その場合における手数料等の費用一切は請負者の負担とする。

５．工事施工において消防署との協議を行い、指示、指導を遵守すること。また、既設重油タンクとの切り替えに要する期間を極力短くし、ポンプ場の運転に支障のないよう施工すること。